②【半期報告書】
事業年度　第　期中（自　　年　月　日　至　　年　月　日）　　年　月　日　　財務（支）局長に提出
［③・④　略］
⑵　［略］
３　［略］
［第２・第３　略］
第四部　［略］
（記載上の注意）
⑴　一般的事項
［ａ～ｆ　略］
ｇ　第二部中「第２　企業の概況」から「第４　設備の状況」までの記載については、次によること。
［(a)・(b)　略］
(c)　財務書類として連結財務諸表と個別財務諸表の両者を掲げている場合には、次によること。
①　財務諸表等規則第328条第１項又は第２項の規定により提出会社が本国又は本国以外の本邦外地域の用語、様式及び作成方法によることとされている場合において、当該本国又は本国以外の本邦外地域において主たる財務書類が連結財務諸表とされているときにあっては(a)に準じて記載し、主たる財務書類が個別財務諸表とされているときにあっては(b)に準じて記載するとともに、企業集団の状況に関する重要な事項及び経営成績の概要を記載すること。
②　財務諸表等規則第328条第３項又は第４項の規定により提出会社が金融庁長官の指示する用語、様式及び作成方法によることとされている場合においては、(a)に準じて記載すること。
［ｈ～ｋ　略］
［⑵～⑽　略］
⑾　経理の状況
ａ　［略］
ｂ　財務書類は、財務諸表等規則第328条第１項から第４項までの規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。
ｃ　［略］
⑿　財務書類
ａ　次の財務書類を掲げること。
(a)　提出会社の本邦以外の地域において開示している財務計算に関する書類が、財務諸表等規則第328条第１項又は第２項の規定により、公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認められた場合には、次の①から③までに掲げる場合の区分に応じ、当該①から③までに定める財務書類を掲げること。
この場合において、財務書類の種類（貸借対照表、損益計算書等をいう。以下同じ。）は、当該地域で開示すべきこととされているものによる。
［①～③　略］

②【四半期報告書又は半期報告書】
事業年度　第　期第　四半期（第　期中）（自　　年　月　日　至　　年　月　日）　　年　月　日　　財務（支）局長に提出
［③・④　同左］
⑵　［同左］
３　［同左］
［第２・第３　同左］
第四部　［同左］
（記載上の注意）
⑴　［同左］
［ａ～ｆ　同左］
ｇ　［同左］
［(a)・(b)　同左］
(c)　［同左］
①　財務諸表等規則第131条第１項又は第２項の規定により提出会社が本国又は本国以外の本邦外地域の用語、様式及び作成方法によることとされている場合において、当該本国又は本国以外の本邦外地域において主たる財務書類が連結財務諸表とされているときにあっては(a)に準じて記載し、主たる財務書類が個別財務諸表とされているときにあっては(b)に準じて記載するとともに、企業集団の状況に関する重要な事項及び経営成績の概要を記載すること。
②　財務諸表等規則第131条第３項又は第４項の規定により提出会社が金融庁長官の指示する用語、様式及び作成方法によることとされている場合においては、(a)に準じて記載すること。
［ｈ～ｋ　同左］
［⑵～⑽　同左］
⑾　［同左］
ａ　［同左］
ｂ　財務書類は、財務諸表等規則第131条第１項から第４項までの規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。
ｃ　［同左］
⑿　［同左］
ａ　［同左］
(a)　提出会社の本邦以外の地域において開示している財務計算に関する書類が、財務諸表等規則第131条第１項又は第２項の規定により、公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認められた場合には、次の区分により財務書類を掲げること。
この場合において、財務書類の種類（貸借対照表、損益計算書等をいう。以下同じ。）は、当該地域で開示すべきこととされているものによる。
［①～③　同左］